

情報提供

那医発第 496 号
令和 5 年 12 月 11 日

施設長 各位

那覇市医師会
会 長 友利博朗
担当理事 平良直人



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より「オンライン資格確認運用開始日入力について」が届きましたのでご案内申し上げます。 ☆ 問合せ先 (那覇市医師会 事務局: 宮城・前泊 / 電話 098-868-7579)

記

沖医発第 1329 号
令和 5 年 12 月 8 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会
理事 比嘉 靖

オンライン資格確認運用開始日入力について

今般、日本医師会より標記文書が発出されましたのでお知らせ致します。
本年 4 月 1 日からオンライン資格確認の導入が原則義務化されたことに伴い、オンライン資格確認については、多くの医療機関等でご対応いただいておりますが、すでにオンライン資格確認の運用を開始しているにも係わらず、医療機関等向けポータルサイトにおいて運用開始日を入力していない場合が見受けられるとのことです。
保健医療機関・薬局は、オンライン資格確認の体制を整備するとともに、患者がマイナンバーカードによる資格確認を希望した場合には応じることが義務付けられています。
また、運用開始日を入力することは、医療情報・システム基盤整備体制充実加算の算定要件の一つとなっております。
つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴管下関係医療機関等への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

【運用開始日の入力確認について】

運用開始日を入力していない医療機関等には社会保険診療報酬支払基金から定期的にメールにて連絡がなされております。

また、運用開始日が入力されているかは厚生労働省のホームページから確認することができます。

厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html

【オンライン資格確認運用開始日入力について】

医療機関向けポータルサイトのフォームから入力することができます。

医療機関向けポータルサイト

<https://shinsei.irvohokenjyoho-portalsite.jp/pc/enquete/start/>

※すでにご入力いただけている場合は対応不要です。

■ オンライン資格確認運用開始日の入力について

(令和 5 年 12 月 1 日 (日医発第 1520 号 (情シ)))

※関係文書は文書管理システムへ掲載いたします。

沖縄県医師会事務局業務 2 課：仲地

TEL：098-888-0087

FAX：098-888-0089

g2@okinawa.med.or.jp



日医発第 1520 号 (情シ)
令和 5 年 12 月 1 日

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会
常任理事 長島 公之
(公印省略)

オンライン資格確認運用開始日入力について

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

オンライン資格確認につきまして、多くの医療機関等でご対応いただいておりますが、すでにオンライン資格確認の運用を開始しているにも係わらず、医療機関等向けポータルサイトにおいて運用開始日を入力していない場合があります、運用開始日の入力について、厚生労働省より本会宛に周知依頼がございました。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、貴会管下の郡市区等医師会ならびに会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

【運用開始日の入力確認について】

運用開始日を入力していない医療機関等には社会保険診療報酬支払基金から定期的にメールにて連絡がなされております。

また、運用開始日が入力されているかは厚生労働省のホームページから確認することができます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html

【オンライン資格確認運用開始日入力について】

医療機関等向けポータルサイトのフォームから入力することができます。

<https://shinsei.iryohokenjyoho-portalsite.jp/pc/enquete/start/>

※すでにご入力いただけている場合は対応不要です。

【別添資料】

- ・【事務連絡】 オンライン資格確認等システムの運用開始日の入力のお願い（再依頼）

以上

事務連絡
令和5年11月24日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

オンライン資格確認等システムの運用開始日の入力をお願い
(再依頼)

医療保険制度の円滑な運営に当たりましては、平素より格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

本年4月1日からオンライン資格確認の導入が原則義務化されたことに伴い、多くの医療機関等にオンライン資格確認を導入いただいたところですが、すでにオンライン資格確認の運用を開始しているにも係わらず、医療機関等向けポータルサイトにおいて運用開始日を入力していない場合が見受けられます。

「保険医療機関・薬局は、オンライン資格確認の体制を整備するとともに、患者がマイナンバーカードによる資格確認を希望した場合にはこれに応じることが義務付けられています。また、運用開始日を入力することは、医療情報・システム基盤整備体制充実加算の算定要件の一つになっています。運用開始日を入力することで、オンライン資格確認導入施設として厚生労働省のホームページに掲載されます。

運用開始日は、医療機関等向けポータルサイトのフォームから入力することができます。[\(https://shinsei.iryohoken.jyoho-portal-site.jp/pc/enquete/start/\)](https://shinsei.iryohoken.jyoho-portal-site.jp/pc/enquete/start/)

最近導入した医療機関等におかれましては、運用開始日の入力を行ったかについてご確認いただきますようお願いいたします。また、導入してから月日が経っている場合であっても、ご入力をされたかについて、今一度ご確認いただきますようお願い申し上げます。

運用開始日を入力していない医療機関等には社会保険診療報酬支払基金から定期的にメールにてご連絡しています。運用開始日が入力されているかは厚生

労働省のホームページ (https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html) から確認することができます。

(参考) 関係団体一覧

公益社団法人 日本医師会 御中
公益社団法人 日本歯科医師会 御中
公益社団法人 日本薬剤師会 御中
一般社団法人 日本病院会 御中
公益社団法人 全日本病院協会 御中
公益社団法人 日本精神科病院協会 御中
一般社団法人 日本医療法人協会 御中
一般社団法人 日本社会医療法人協議会 御中
公益社団法人 全国自治体病院協議会 御中
一般社団法人 日本慢性期医療協会 御中
一般社団法人 日本私立医科大学協会 御中
一般社団法人 日本私立歯科大学協会 御中
一般社団法人 日本病院薬剤師会 御中
公益社団法人 日本看護協会 御中
独立行政法人 国立病院機構本部 御中
国立研究開発法人 国立がん研究センター 御中
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター 御中
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 御中
国立研究開発法人 国立国際医療研究センター 御中
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター 御中
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター 御中
独立行政法人 地域医療機能推進機構本部 御中
独立行政法人 労働者健康安全機構本部 御中
健康保険組合連合会 御中
全国健康保険協会 御中
健康保険組合 御中
都道府県民生主管部(局) 御中
 国民健康保険主管課(部) 御中
 後期高齢者医療主管課(部) 御中
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局 御中
財務省主計局給与共済課 御中
文部科学省高等教育局医学教育課 御中
文部科学省高等教育局私学行政課 御中
総務省自治行政局公務員部福利課 御中
総務省自治財政局地域企業経営企画室 御中
警察庁長官官房教養厚生課 御中
防衛省人事教育局 御中